JFS規格取得モデル事業

反社会的勢力ではないことの表明及び確約について

Ⅰ．当社（団体である場合は当団体）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

　１．暴力団　　　２．暴力団員　　　３．暴力団準構成員　　　４．暴力団関係企業

　５．総会屋等　　６．社会運動等標ぼうゴロ　　７．特殊知能暴力集団等

　８．前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

　（イ）前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。

　（ロ）前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。

　（ハ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

　（ニ）前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

　（ホ）その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

Ⅱ．自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

　　１．暴力的な要求行為

　　２．法的な責任を超えた不当な要求行為

　　３．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

　　４．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてJFS規格の信用を棄損し、またはJFS規格の普及の業務を妨害する行為

　　５．その他の前各号に準ずる行為

Ⅲ．上記Ⅰ．のいずれかに該当し、もしくはⅡ．のいずれかに該当する行為をし、またはⅠ．に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、JFS規格取得モデル事業者補助金の交付の決定を解除されても異議申し立てを行いません。また、交付の決定を解除された際に既に補助金を受け取っている場合は、これを返還します。

　　年　　月　　日

JFSM事務局　御中

住　　　所

名　　　称

代表者氏名　 　　　印